

北海道科学大学短期大学部履修規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）学則第16条に基づき、教育課程の履修方法、試験、学修の評価及び単位の授与に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(運用)

第2条 この規程の運用にあたっては、履修について学則に規定のあるときは、すべてその条項を優先する。

2 履修について、学則及びこの規程に特に規定のない事項については、教授会の議を経てこれを定める。

(授業科目及び履修方法)

第3条 授業科目は、必修科目と選択科目に分ける。

2 必修科目は、教育課程において配当されている学年、学期で全科目履修し、全単位を修得しなければならない。

3 選択科目は、教育課程において配当されている学年、学期で選択履修し、指定の単位数以上を修得しなければならない。

(履修)

第4条 学生は、教育課程において配当されている学年、学期の授業科目を履修するときは、所定の期日までに履修届を短期大学部事務課へ提出しなければならない。

2 履修届を提出した授業科目は、学期途中から、これを変更することはできない。

3 履修届を提出していない授業科目は、受講又は受験することはできない。

4 学科において履修の上限は、学期毎に18単位を超えないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、履修登録単位数の上限を超えて履修登録することができる。

(1) 前の学期の成績評価に基づき算出する第12条の2にいうGPA-Sが2.5以上の場合

(2) 1年次前期において、他大学等への編入を希望するもので学科で認められた場合

(配当学年、学期以外での履修)

第5条 再履修又は特別の事情により、配当されている学年、学期以外の授業科目を履修するときは、所定の期日までに短期大学部事務課に願い出て許可を受けなければならない。

(授業の出席)

第6条 学生は、履修届を提出した授業科目の授業には出席しなければならない。

2 やむを得ず授業を欠席した場合は、欠席届をすみやかに提出しなければならない。

3 次の事由のある場合は、特別欠席として欠席の扱いをしない。ただし、本学が自動車整備士認定科目に定める授業科目を除くものとする。

- (1) 協学会活動、課外活動のための欠席で、学生支援委員会で認められたもの
- (2) 就職活動のための欠席で、就職支援委員会で認められたもの
- (3) 編入学試験、放送大学単位認定試験のための欠席で、学生支援委員会で認められたもの
- (4) 忌引きのための欠席で、学生支援委員会で認められたもの

なお、忌引の日数は、原則として1親等の場合は7日間以内、2親等の場合は3日間以内、3親等の場合は2日間以内とする

- (5) その他教授会において特別欠席として認められたもの

- 4 自動車整備士認定科目の実験実習科目において出席基準を満たさない場合は、補講料を添えて補講願を提出し、許可を得て補講を受けなければならない。ただし、出席日数が4/5に満たない場合は補講の対象としない。補講料については、別表1のとおりとする。
- 5 自動車整備士認定科目において、第3項に該当する事由による欠席で出席基準を満たさないこととなった場合は、前項に準じ補講を受けなければならない。
- 6 学校保健安全法施行規則第19条の規定により出席停止の措置を受けた期間に係る授業については、時期を指定して代替の授業等を実施するものとする。

(定期試験、中間試験及び臨時試験)

第7条 定期試験を実施する場合は、前期末と後期末に日を定める。

- 2 中間試験及び臨時試験は、科目担当教員が必要に応じて、学期の途中で実施する。
- 3 原則として、別に定める試験施行細則に従って受験しなければならない。

(追試験)

第8条 客観的かつ正当な、やむを得ない理由により定期試験を欠席したときは、定められた期日までに、追試験を請願することができる。

- 2 請願のあったときは、審査のうえ、許可と不許可に分けて通知する。
- 3 許可された者については、学生支援委員会が日を定めて追試験を実施する。
- 4 原則として、別に定める試験施行細則に従って受験しなければならない。

(再試験)

第9条 不合格科目については、再試験を行うことができるものとし、その実施方法は科目担当教員の任意とする。

- 2 再試験の実施時期、対象学年及び対象科目は、原則として次のとおりとする。

実施時期	対象学年	対 象 科 目
前期中	2年次	1年次後期終了科目
後期中	1年次	1年次前期終了科目
	2年次	2年次前期終了科目
2月中旬	2年次	2年次後期終了科目

- 3 原則として、別に定める試験施行細則に従って受験しなければならない。

(試験の不正行為)

第10条 定期試験における不正行為者に対しては、当該学期の全科目についてその定期試験を無効とする。

2 前項の不正行為者に対しては、学則第56条を適用する。

(成績評価及び単位授与)

第11条 成績及び単位は、当該科目が終講したとき、次の各号を考慮して、当該科目担当教員が評価判定し与える。

(1) 科目担当教員の定めた評価方法

(2) 出席状況

2 前項第2号の出席基準は、別表2のとおりとする。

3 前項の出席基準を満たさない場合は失格とする。

4 学費未納の場合、前第1項の成績及び単位は保留する。

(成績評価の区分)

第12条 学科において、授業科目の成績評価の表記及び区分は、次のとおりとし、60点以上を合格とする。

得点	成績区分	GP表記	GP	合否
100～90	秀	S	4	合格
89～80	優	A	3	
79～70	良	B	2	
69～60	可	C	1	
59～0	不可	D	0	不合格
	失格	X		

(総合成績評価指標)

第12条の2 総合的な学習到達度は、平均成績指数(以下「GPA(Grade Point Average)」という。)によって表す。

2 GPAの種類は次のとおりとする。

(1) 当該学期での学修結果に対するGPA-S (=GPA for Semester)

(2) 当該学期までの学修結果に対するGPA-T (=GPA for Terms)

3 GPAは、次の各号により算出する。

(1) 対象科目は履修した全ての必修科目及び選択科目とする。

(2) 学則第13条から第15条の規定により認められた単位については、GPAの対象から除外する。

(3) GPAは、前第1号に定める各授業科目の単位数に前条に定めるGPを乗じて得た数値の総和を、前第1号に定める各授業科目の単位数の総和で除した数値とする。

4 学習の質保証のため、GPAの値をもとに次のとおり警告、退学勧告を行う。

(1) GPA-S が 1.00 未満の者は、警告を行い、次学期の履修登録までにクラス担任による指導を行う。

(2) 2学期連続して GPA-S が 1.00 未満の者は、退学勧告を行う。

(既修得科目の扱い)

第13条 一旦合格した科目は、その成績の如何にかかわらず、再びその科目の試験を受験することは認めない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修)

第14条 他の短期大学又は大学の授業科目を履修し修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる場合の取り扱いは、単位互換に関する規程の定めるところによる。

(留 学)

第15条 外国の短期大学又は大学の授業科目を履修しようとする者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、修業年限に算入することができる。

3 外国の短期大学又は大学の授業科目を履修し修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものと認めて受けようとする者は、留学終了後すみやかに申し出なければならない。

4 前項の申し出により付与することができる授業科目及び単位は、教授会の議を経て、これを決定する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第16条 他の短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修において修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものと認めて受けようとする者は、入学年次の定められた期日までに申し出なければならない。

2 前項の申し出により付与することができる授業科目及び単位は、教授会の議を経て、これを決定する。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 入学前に他の短期大学又は大学において修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む)を、本学における授業科目の履修により修得したものと認めて受けようとする者は、入学年次の定められた期日までに申し出なければならない。

2 前項の申し出により付与することができる授業科目及び単位は、教授会の議を経て、これを決定する。

(進級基準)

第18条 1年次の進級審査において、当該年次の所定の単位を修得した者は進級とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号をすべて満たす場合は進級とする。

(1) 必修科目の失格がないこと

(2) 修得単位数が26単位以上であること

3 進級の判定は後期末の適切な時期の教授会で行う。なお、休学中の者も判定対象に含めるものとする。

(原級留年)

第19条 前条に規定する要件を満たすことのできない者は、原級留年とする。

(原級留年者の履修方法)

第20条 前条の規定により原級留年となった者は、当該年次の未修得の必修科目を再履修しなければならない。

2 当該年次の選択科目については、前年度までの未修得科目又は当該未修得科目以外の授業科目を履修することができる。

(卒業基準)

第21条 卒業に必要な修得単位数は、別表3のとおりとする。

(卒業延期)

第22条 前条に規定する要件を満たすことのできない者は、卒業延期とする。

第23条 前条の定めにより卒業延期となった者は、卒業要件を満たすために必要な科目を履修し、当該科目に合格しなければならない。

2 前項の要件を満たした者の卒業の時期は、前期末(9月)又は後期末(3月)とする。

(復学者の履修方法)

第24条 学則第28条の定めにより復学した者の履修方法は第20条の規定を適用する。

(庶務)

第25条 履修に関する庶務は、短期大学部事務課がこれにあたる。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

(中 略)

1 この規程の改正は、平成4年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成5年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成6年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成7年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成8年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成10年4月1日から施行する。

1 この規程の改正は、平成12年4月1日から施行する。

- 1 この規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成13年1月6日の省庁再編に伴う第19条の大臣名称については、文部大臣から文部科学大臣に条文を整理する。
- 1 この規程の改正は、平成14年7月30日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学者から適用する。
- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前入学生（施行日において第1年次に在籍する者を除く）については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前入学生（施行日において第1年次に在籍する者を除く）については、なお従前による。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2019年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2020年10月1日から施行し、2020年4月1日から適用する。

別表1 (補講料)

補講料	欠席事由
無料	特別欠席の場合
1,000円	①疾病による欠席 (医師の診断書等がある場合) ②その他特殊事情による欠席
2,000円	上記以外の欠席事由の場合

※補講料金額は、1講あたりの料金

別表2 (出席基準)

学科名・専攻名	科目	講義・演習	実験・実習
	自動車工学科		3分の2を超える出席

別表3 (卒業基準)

学科名	自動車工学科			
授業科目の分野	単位数	必修	選択	計
	基本教育科目	10	38	14以上
専門教育科目	10			
合計	48	48	14以上	62以上